

# 第72回岩手中部広域行政組合議会定例会会議録

## 目 次

令和7年2月7日（金曜日）

議事日程 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	1
出欠席議員 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
関係市町出席者 .....	1
議会事務局職員出席者 .....	2
開会・開議 .....	2
会議録署名議員の指名 .....	2
会期の決定 .....	2
現金出納検査等の報告 .....	2
報告第1号 令和5年度岩手中部広域行政組合継続費精算報告書について .....	2
管理者の施政方針 .....	3
議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例 .....	3
議案第2号 令和7年度岩手中部広域行政組合一般会計予算 .....	4
議案第3号 令和6年度岩手中部広域行政組合一般会計補正予算（第1号） .....	7
発議案第1号 岩手中部広域行政組合議会個人情報保護条例の一部を改正する 条例 .....	8
閉 会 .....	8

## 第72回岩手中部広域行政組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和7年2月7日（金）午後4時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 現金出納検査等の報告
- 第4 報告第1号 令和5年度岩手中部広域行政組合継続費精算報告書について
- 第5 管理者の施政方針
- 第6 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例
- 第7 議案第2号 令和7年度岩手中部広域行政組合一般会計予算
- 第8 議案第3号 令和6年度岩手中部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 第9 発議案第1号 岩手中部広域行政組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	鹿討 康 弘君	2番	櫻井 肇君
3番	高橋 修君	4番	千田 優子君
5番	安徳 壽美子君	6番	菊池 美之君
7番	小松 正 真君	8番	瀧本 孝一君
9番	高橋 義彦君	10番	柳 沢 安雄君
11番	阿部 眞希男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	北上市 市長	八重樫 浩文君
副管理者	花巻市 市長	上田 東一君
副管理者	遠野市 市長	多田 一彦君
副管理者	西和賀町 町長	内記 和彦君
参事兼事務局 局長		高橋 博信君
主幹兼事務局 次長		松浦 秀樹君
監査委員		清水 正士君
監査委員事務局 局長		佐藤 祐介君
会計管理者		高橋 恵君

関係市町出席者

花巻市 市民生活部長	佐々木 賢二君
北上市 生活環境部長	平野 大介君

遠野市環境整備部長 村上明洋君  
西和賀町町民課長 小松重貴君

議会事務局職員出席者

事務局 長 高橋博信君  
事務局 次 長 松浦秀樹君  
主 査 昆 精 寿君  
主 査 藤原 主君  
主 査 伊藤 幸 司君  
主 査 中 杉 早 希君

---

午後4時06分 開 会・開 議

○議長（阿部眞希男君） ただいまの出席議員数は11名でございます。定足数に達しておりますので、これより第72回岩手中部広域行政組合議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第1号によって進めます。

---

○議長（阿部眞希男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、7番小松正真議員、8番瀧本孝一議員を指名いたします。

---

○議長（阿部眞希男君） 日程第2、会期期間の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（阿部眞希男君） 日程第3、現金出納検査等の報告を議題といたします。

報告書の朗読を省略し、これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部眞希男君） 日程第4、報告第1号令和5年度岩手中部広域行政組合継続費精算報告書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋博信君） ただいま上程になりました日程第4、報告第1号令和5年度岩手中部広域行政組合継続費精算報告書について提案の理由を申し上げます。

本報告書は、令和4年度の一般会計予算において設定した不燃施設整備事業について、継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（阿部眞希男君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部眞希男君） 日程第5、管理者の施政方針について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

○管理者（八重樫浩文君） 第72回岩手中部広域行政組合議会定例会の開会に当たり、令和6年度の業務状況及び令和7年度に向けた所信の一端を申し上げます。

初めに、令和6年度のこれまでの業務状況について申し上げます。岩手中部クリーンセンター及び遠野中継センターの運営についてであります。事故等の発生はなく、環境基準についても遵守されており、安全かつ安定的に稼働しております。ごみの搬入量につきましては、4月から12月まで約4万842トンであり、前年度同期に比べ約621トン、1.5%減少しております。また、地域振興施設クリーンドームの利用者につきましては、令和6年12月まで7,115人であり、昨年度の同期に比べ444人増加をしております。

次に、令和7年度運営方針について申し上げます。岩手中部クリーンセンター及び遠野中継センターは、平成27年が稼働開始から丸10年を迎えます。これまでの本組合に対する地域の皆様をはじめ、各構成市町、組合議会及び関係各位の御理解と御指導に改めて感謝を申し上げます。

さて、国では循環型社会の実現に向け、法令等の改正が行われ、地域におきましては人口減少やアフターコロナにおける新しい健康習慣など一般廃棄物処理を取り巻く状況は変化を続けております。

このような中で、本年度当組合では今後のごみ量を見通し、今年度新たに令和13年度を目標とした一般廃棄物処理基本計画の改定を行ったところであり、構成市町などと目標値の達成に向け、連携をして取り組んでまいります。

次に、施設運営についてありますが、搬入されるごみの適正処理や施設の安全かつ円滑な稼働に努めてまいります。また、ごみ排出抑制におきましては、施設稼働10年を契機にホームページのリニューアルをはじめ、運営事業者及びクリーンドームの指定管理者などと連携したイベントの開催により、分別やリサイクルの推進につなげてまいります。

次に、広域不燃ごみ処理施設整備についてであります。昨年度、整備方針を変更し、花巻市、北上市及び西和賀町の区域の広域化を図ることといたしました。施設の稼働開始時期につきましては、一般廃棄物処理基本計画の改定において、令和13年度を目標としておりますが、来年度は速やかに施設の機能など具体的に検討を開始するため、一般廃棄物処理施設基本計画の策定に着手するとともに、これまでに策定した計画や各種調査のほか、要求水準書などを活用することによって、稼働までの期間の短縮に努めてまいります。

以上、申し上げましたが、今後も広域化による効率的で安全な施設運営に努めてまいりますので、議員各位並びに関係市町の皆様には、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。業務報告と所信表明とさせていただきます。

---

○議長（阿部眞希男君） 日程第6、議案第1号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋博信君） ただいま上程になりました議案第1号刑法等の一部を改

正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例について、提案の理由を申し上げます。

本条例は、岩手中部広域行政組合法務事務調査員の任用等条例のほか2条例について、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は令和7年6月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部眞希男君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） 御異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（阿部眞希男君） 日程第7、議案第2号令和7年度岩手中部広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋博信君） ただいま上程いただきました議案第2号令和7年度岩手中部広域行政組合一般会計予算について、提案の理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は6億92万円とするものであります。

以下、第1表歳入歳出予算を御説明申し上げます。

予算書2ページ、3ページを御覧ください。歳入につきましては、1款負担金に3億1,615万円、2款使用料及び手数料に2億8,282万8,000円、3款国庫支出金に184万円、4款財産収入に9万9,000円、5款繰越金に1,000円、6款諸収入に2,000円をそれぞれ計上しております。

歳出につきましては、1款議会費に124万1,000円、2款総務費に6,777万8,000円、3款衛生費に3億9,762万5,000円、4款公債費に1億2,427万6,000円、5款予備費に1,000万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳入歳出予算の詳細について、予算に関する説明書に基づき御説明申し上げます。

初めに、歳出から御説明申し上げます。予算書は14ページを御覧いただきたいと思っております。

1款議会費は124万1,000円、前年度と同額となっております。

2款総務費ですが、1項総務管理費は、特別職の職員、構成市町からの派遣職員及び会計年度任用職員の人件費のほか、組合ホームページをスマートフォンの閲覧に対応するための改修費用など、事務局の運営や組合財産の管理費として6,162万8,000円、2項監査委員費は監査委員事務局の運営に係る経費として15万円、3項地域振興費はクリーンドームの指定管理料として600万円を計上しております。総務費全体では、前年度に比べ54万5,000円の増額となっております。

3款衛生費ですが、組合プロパー職員の人件費、クリーンセンターや遠野中継センターの管理運営経費、不燃施設整備事業費などではありますが、新規事業として一般廃棄物処理施設

基本計画改定に係る業務委託料を計上しております。クリーンセンターの焼却施設運転管理業務委託料やセメント資源化業務委託料の物価変動による増額を見込んだことにより、委託料としては前年度に比べ698万2,000円の増額となっております。

また、不燃施設整備事業については、アドバイザー業務委託料など1,021万9,000円を計上しております。これは2市1町における広域不燃ごみ処理施設整備運営事業の事業者選定に向け、改めて関係書類の作成など専門的なアドバイスを得るための予算を計上しております。衛生費全体では、前年度に比べ1,265万2,000円の増額となっております。

4款公債費ですが、償還元金が前年度より51万7,000円多い1億2,184万7,000円、償還利子が前年度よりも54万7,000円少ない242万9,000円となっております。

5款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。予算書10ページを御覧いただきたいと思っております。1款1項負担費のうち、1目総務費負担金は9,026万円で、前年度に比べ324万5,000円の減額となっております。これは、一般廃棄物処理基本計画の改定が完了したことなどによる環境衛生事務事業費の減少に伴うものであります。

2目建設費負担金は837万9,000円で、前年度に比べ21万7,000円の増額となっております。これは、循環型社会形成推進交付金充当額の減少によるものであります。

3目公債費負担金は1億666万6,000円で、前年度に比べ1,664万5,000円の増額となっておりますが、これは一般廃棄物処理手数料の充当額が減少したことによるものであります。なお、実際の公債費は1億2,427万6,000円であり、前年度より3万円の減となっております。

4目運営費負担金は1億1,084万5,000円で、前年度に比べて443万7,000円の増額となっております。これは、焼却施設運営事業費などの増額が主な理由であります。

予算書12ページ、13ページを御覧ください。ごみ処理手数料についてであります。予算は2億8,282万8,000円で、前年度に比べ309万4,000円の減額となっております。これは、事業系のごみ搬入量の減少を見込んだものであります。

3款国庫支出金は184万円で、前年度に比べて179万3,000円の減額となっております。これは、不燃施設整備事業の財源として、環境省からの循環型社会形成推進交付金を見込んでいるものでございますが、交付金対象事業費の減額に伴うものでございます。

4款財産収入の9万9,000円は、クリーンドームの自動販売機の貸付収入を計上したものであります。

次に、予算書4ページを御覧ください。第2表継続費であります。3款衛生費、1項環境衛生費の不燃施設整備事業に係るアドバイザー業務委託を令和7年度から令和8年度にかけて実施することとし、令和7年度に959万2,000円、令和8年度に1,185万8,000円、総額2,145万円とするものであります。

以上、御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（阿部眞希男君） これより質疑に入ります。最初に、第1表歳入歳出予算の歳入から進めます。なお、御質問の際はページ番号を述べていただいてから御質問をお願いいたします。歳入、1款負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（阿部眞希男君） 2款使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（阿部眞希男君） 3款国庫支出金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（阿部眞希男君） 4款財産収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議 長（阿部眞希男君） 5款繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（阿部眞希男君） 6款諸収入。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（阿部眞希男君） 以上で歳入を終わり、歳出に入ります。1款議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（阿部眞希男君） 2款総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（阿部眞希男君） 3款衛生費。5番安徳壽美子議員。
- 5番（安徳壽美子君） 18、19ページなのですけれども、不燃施設整備事業のアドバイザー業務委託なのですけれども、これは先ほどの説明にもあったように、これまでの様々な調査については、そのまま使えるものもあるということだったのでしたけれども、事業者はどうやって決めるのかをお願いします。
- 議 長（阿部眞希男君） 事務局長。
- 参事兼事務局長（高橋博信君） 不燃ごみのアドバイザー契約はどのようにして事業者を決めるのかということでございます。前回3市1町の契約のときの事業者もでございますが、その変更、過去の経緯なども承知しているというところの利点もあるかと思えます。ただ、こちらは契約でございますので、私どもの要求するものを提示いたしまして、あとは見積り、契約という形で業者決定していきたいと考えております。
- 以上でございます。
- 議 長（阿部眞希男君） 5番安徳壽美子議員。
- 5番（安徳壽美子君） 指名競争入札、それとも随意契約、契約の形はどういう形ですか。
- 議 長（阿部眞希男君） 事務局長。
- 参事兼事務局長（高橋博信君） 随意契約か、競争入札かということでございますが、こちらは先ほど申し上げましたが、これまでの知見もあるというところ、これは評価できるどころかなと思います。ただ、これからどういったアドバイスをいただくのかということでございますので、これはフラットな形で、もう一度、ただ随意契約ありきではなくて、この辺はしっかり点検した上で契約していきたいと考えています。
- 以上です。
- 議 長（阿部眞希男君） ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（阿部眞希男君） 4款公債費。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（阿部眞希男君） 5款予備費。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（阿部眞希男君） 以上で歳出を終わります。
- 次に、第2表の継続費に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（阿部眞希男君） 以上で継続費を終わります。
- 次に、予算に関する説明書に入ります。御質問ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（阿部眞希男君） 以上で予算に関する説明書を終わります。これをもって質疑を終結いたします。
- これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（阿部眞希男君） これをもって討論を終結いたします。
- これより議案第2号令和7年度岩手中部広域行政組合一般会計予算を採決いたします。
- 本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（阿部眞希男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決され

ました。

○議長（阿部眞希男君） 日程第8、議案第3号令和6年度岩手中部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

○参事兼事務局長（高橋博信君） ただいま上程になりました議案第3号令和6年度岩手中部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴う減額及び追加財政需要に対応するため補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の額は、歳入歳出それぞれ1,505万8,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億281万1,000円にしようとするものであります。

最初に、歳出から御説明いたします。予算書8ページを御覧ください。1款議会費は56万7,000円の減額となっております。これは、行政視察研修等の事業費が確定したことによるものであります。

2款総務費は243万9,000円の減額となっておりますが、これは主に派遣職員人件費負担金が減額になったこと、また地域振興施設クリーンホーム指定管理料委託料が確定したことなどにより減額するものであります。

予算書10ページ、11ページを御覧ください。3款衛生費は1,806万4,000円の増額となっておりますが、これは焼却施設運転管理業務委託料及びセメント資源化業務委託料について、物価変動に基づく委託料の改定により増額したものであります。

次に、歳入について御説明いたします。予算書は4ページ、5ページを御覧ください。まず、1款1項負担金全体では834万円の減額となっております。負担金ごとに御説明いたしますが、1目総務費負担金は2,859万6,000円の減額となっております。これは、令和5年度の繰越金を充当したことなどによるものであります。

2目建設費負担金は641万2,000円の減額となっております。これは、主に不燃施設整備事業に係るアドバイザー業務委託料が確定したことによるものであります。

3目公債費負担金は2,149万3,000円の増額となっております。これは、物価変動に伴う焼却施設運営費の増加に対応するため、一般廃棄物処理手数料の充当額を運営費負担金に増額したことに伴い、公債費負担金への充当額が減額したものでございます。なお、実際の公債費は1億2,430万6,000円で、当初予算からの増減はありません。

4目運営費負担金につきましても、同様の理由から517万5,000円の増額となっております。

予算書6ページ、7ページを御覧ください。3款国庫支出金につきましてもは363万3,000円の減額となっております。これは、3市1町による広域不燃ごみ処理施設整備運営事業を見直したことに伴い、循環型社会形成推進交付金の対象事業費が減少したものでございます。

5款繰越金については2,703万1,000円を追加しております。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部眞希男君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号令和6年度岩手中部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（阿部眞希男君） 日程第9、発議案第1号岩手中部広域行政組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。3番高橋修議員。

○3番（高橋 修君） ただいま上程になりました発議案第1号岩手中部広域行政組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

番号利用法においては、同法第2条に新たに第8項が新設され、以下の条項が順次繰り下げられたことに伴う改正を行うとともに、併せてその他所要の改正をしようとするものであります。

また、刑法等の一部を改正する法律においては、同法により懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、番号利用法の改正に伴う条項及びその他所要の改正を行う条項については令和7年4月1日、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う条項については令和7年6月1日とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（阿部眞希男君） それでは、これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号岩手中部広域行政組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部眞希男君） 御異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（阿部眞希男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第72回岩手中部広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時37分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部広域行政組合議会議長 阿 部 眞 希 男

岩手中部広域行政組合議会議員 小 松 正 真

岩手中部広域行政組合議会議員 瀧 本 孝 一